

尾張旭市監査公表第20号

令和4年6月30日付け尾張旭市監査公表第17号をもって公表した公の施設の指定管理者監査結果報告について、令和4年7月13日付け4文第68号で教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年8月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

文化会館（教育委員会文化スポーツ課）

監査の指摘事項	措置状況
文化会館の管理運営に関する基本協定書に添付の業務仕様書において、施設管理に従事する者の資格一覧及び証明書の写しを教育委員会に提出することになっているが、提出がされていないため、適切な事務手続を行うよう指定管理者に対し指導されたい。	施設管理に従事する者の資格一覧及び証明書の写しについては、提出を指示し、文化会館指定管理者から書類の提出がなされた。 また、文化会館指定管理者に対し、今後は適切な事務手続を行うよう指導した。